

告示

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成二十八年九月九日

埼玉県春日部県税事務所長 富田 俊治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
オンダ商事株式会社	代表取締役 遠田 孝三	埼玉県八潮市大瀬五丁目六番地六	平成二十八年九月一日